

＜対象となる市民活動＞

活動の種類	具 体 例
地域自治会活動	①自治会の総会または運営委員会で決定された活動および行事 ②自治会の会則等に基づく所定の手続きを経て決定された活動および行事 行事例) 廃品回収、河川・道路等の清掃作業、お祭り、運動会、球技大会(フットボール、バレーボール等)、歩け歩け運動、マラソン大会等の主催活動
社会福祉奉仕活動	①社会福祉施設等への援護活動(建物修理、植樹の手入れ、行事手伝い等) ②在宅老人、身障者(児)等への援護活動(ホームヘルプ、手話通訳等の手伝い) ③公共的団体が行う社会奉仕活動の支援活動
社会的奉仕活動	①防犯、防災、防火、交通安全等の活動 ②公共施設等の清掃活動 ③地域社会活動、社会教育活動及び市主催のスポーツレクリエーション大会における指導または運営活動
地域社会活動	①地域に根ざした防犯、防災、防火、交通安全等の活動 ②地域に根ざした清掃活動 ③地域に根ざしたお祭り、盆踊り等の活動 ④子供会、青年会、ボーイ・ガールスカウト等の青少年育成活動 ⑤地域の国際交流活動
社会教育活動	①市が主催する社会教育活動への参加 ②市民団体が主催する社会教育活動(広く市民を対象としたもの)への参加
市主催の所定のスポーツ大会への参加活動	市主催のスポーツ活動への参加 ※スポーツ大会の参加者のうち指導者および運営従事者については、 <u>社会的奉仕活動</u> に含めます。
<b>往復途上の取扱い</b> (傷害事故)	上記の活動には、原則として活動に参加するための所定の集合・解散場所と参加者の住居との通常の <u>経路往復中(行き帰り)</u> を含めます。

＜対象とならない市民活動(主なもの)＞

<p>(1) 日本国外で行われる活動</p> <p>(2) 有償のボランティア活動</p> <p>(3) コミュニティ活動の開催にあたり職務として従事している場合</p> <p>(4) 政治、宗教及び営利を目的とした活動による事故 (神社や寺が主催、共催、運営する祭り及び行事における事故を含む)</p> <p>(5) 指導者等及び従事者の故意により発生した事故</p> <p>(6) 既往の疾病や脳疾患、心神喪失による事故</p> <p>(7) 地震、噴火、洪水、津波その他の自然現象による事故</p> <p>(8) 学校管理下における児童・生徒の活動</p> <p>(9) PTAの学校教育活動、懇親会、視察旅行</p> <p>(10) 山岳登山、ハンググライダー等危険なスポーツによる事故</p> <p>(11) <u>スポーツ活動、文化活動又は芸術活動を専ら自らのために行う市民団体等の活動(趣味・サークル・レクリエーションなどの活動)</u>による事故(ただし、指導者等の事故を除く)</p>
---